

国民健康保険制度における国の公費負担割合拡充及び 子育て世代の負担軽減策に関する意見書

国民皆保険制度の中核をなす国民健康保険にあつては、中高年齢の被保険者が多いことなどから、医療費の増加を招く一方、年金生活者、非正規労働者、失業者などの低所得者の加入が多いことから、保険税収入が得られにくく、一般会計からの多額の繰入金等に頼らざるを得ない、厳しい運営を余儀なくされている。

また、国民健康保険の均等割額は、被保険者一人ひとりに均等に係るものである。被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険には存在しない負担であり、家族に子供が増えると保険税額が重くなるこの仕組みは、子育てに関するさまざまな負担軽減策を進めている地方公共団体の政策とも相入れないものとなってきている。

よって、東京都日野市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 現行の国庫負担金割合（療養給付費等交付金 32%、調整交付金 9%）の引き上げとともに、国民健康保険制度の安定化に不可欠な、毎年 3,400 億円の財政支援の堅持とその確実な実行は言うまでもなく、さらなる低所得者対策を実施すること。
2. 子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置は、未就学児までの廃止にとどまらず、全面的廃止を強く求めるとともに、多子世帯への均等割額の軽減など、子育て世代の負担軽減策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月27日

日 野 市 議 会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
様